

令和5年台風第7号に伴う災害にかかる災害救助法による救助の終了について

令和5年台風第7号による災害に関し、令和5年8月15日から下記の地域において実施した災害救助法による救助を終了したことを公示する。

令和5年11月16日

兵 庫 県

1 災害救助法適用市町

香美町

2 災害発生日

令和5年8月15日

3 法適用日

令和5年8月15日

4 救助終了日

令和5年11月14日

5 実施した救助の種類

被災した住宅の応急修理

被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与

6 救助を終了する理由

被災した住宅の応急修理及び被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与が終了したため

参考 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（抜粋）

（被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与）

第4条 法第4条第1項第3号の被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与（以下「生活必需品の給与等」という。）は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

- 1 住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水（土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む。以下同じ。）船舶の遭難等により、生活上必要な被服、寝具その他日用品等を喪失又は損傷し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行うものであること。
- 2 被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行うこと。
  - イ 被服、寝具及び身の回り品
  - ロ 日用品
  - ハ 炊事用具及び食器
  - ニ 光熱材料
- 3 生活必需品の給与等のため支出できる費用は、季別及び世帯区分により1世帯当たり次に掲げる額の範囲内とすること。この場合においては、季別は、夏季（4月から9月までの期間をいう。以下同じ。）及び冬季とし、災害発生の日をもって決定すること。

イ 住家の全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯

季別	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増す毎に加算
夏	19,200円	24,600円	36,500円	43,600円	55,200円	8,000円
冬	31,800円	41,100円	57,200円	66,900円	84,300円	11,600円

ロ 住家の半壊、半焼又は床上浸水により被害を受けた世帯

季別	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増す毎に加算
夏	6,300円	8,400円	12,600円	15,400円	19,400円	2,700円
冬	10,100円	13,200円	18,800円	22,300円	28,100円	3,700円

- 4 生活必需品の給与等は、災害発生の日から10日以内に完了しなければならないこと

（被災した住宅の応急修理）

第7条 法第4条第1項第6号の被災した住宅の応急修理は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

（略）

- 2 日常生活に必要な最小限度の部分の修理

イ 災害のため住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対して行うものであること。

ロ 居室、炊事場、便所等日常生活に必要な最小限度の部分に対し、現物をもって行うものとし、その修理のために支出できる費用は、1世帯当たり次に掲げる額以内とすること。

(1) (2)に掲げる世帯以外の世帯七十万六千円

(2) 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 343,000円

ハ 日常生活に必要な最小限度の部分の修理は、災害発生の日から3月以内（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の3第1項に規定する特定災害対策本部、同法第24条第1に規定する非常災害対策本部又は同法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあっては、6月以内）に完了すること。